

福用協第 48 号
平成 26 年 9 月 29 日

社会保障審議会
介護給付費分科会
会長 田 中 滋 殿

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 末 島 賢 治

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

当協会は、平成 8 年に設立された福祉用具流通の国内唯一の業界団体であり、協会傘下の事業所では、それぞれ職員の資質の向上を図り、きめ細かい福祉用具サービスが提供できるよう努めるとともに、多くの方に福祉用具を正しく理解されるよう普及活動等を行っています。

現在、貴分科会において、平成 27 年度制度改正に向けた議論が進んでいるところでありますが、要介護者等の自立を支援し、介護者の介護負担を軽減させるうえで極めて大きな役割を果たしている福祉用具における保険給付の在り方について、下記のとおり要望いたします。

記

福祉用具における保険給付の在り方について

(1) 病院・施設の利用者への福祉用具貸与サービスの適用

地域包括ケアシステムで掲げる入院・退院、入所・退所、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供を行うためには、病院・特別養護老人ホーム等の施設と在宅との環境の共有化は不可欠です。病院・施設へ福祉用具貸与サービスを適用することで、地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり、利用者の自立・生活支援が促進されます。このため病院・施設の利用者に対しても福祉用具貸与サービスが適用されますようご検討をお願いいたします。

(2) 軽度者への福祉用具の適用緩和

軽度者への福祉用具を一律的に制限する事は、ADL・IADLの低下を招き、中重度への移行を増進させる要因となります。軽度の状態であっても福祉用具を利用することで、利用者の自立・生活支援が促進されます。介護度による制限の

ある福祉用具についても身体状況だけではなく、退院後における機能訓練の継続実施、老々介護等介護者の負担軽減を図る場合の介護環境も判断基準に加えて必要性を検討いただきますようお願いいたします。

(3) 福祉用具貸与の組み合わせを前提とした包括報酬サービスの限度額設定について

包括報酬サービス(注)は、福祉用具貸与等との組み合わせによる利用が標準的ですが、これらの平均的費用額を合算すると、要介護度によっては区分支給限度基準額を超過してしまいます。限度額の水準が、サービスの利用実態に合わず、当該サービス普及の阻害要因となっています。在宅の限界点を高めるためには、サービスの利用実態を踏まえて、福祉用具貸与等の組み合わせを前提に、包括報酬サービスが適切に利用できる限度額の水準設定が望まれます。

貴分科会では、包括報酬サービスについて、独自の限度額設定を検討しているようですが、利用者が必要な福祉用具を適切に利用できる制度設計をお願いいたします。

(注) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス

(4) 消毒設備(衛生)基準等の見直し

福祉用具の多くは、レンタル方式により多くの人を使用しているため、返却後は点検のうえ、洗浄・消毒することが事業者には定められている。居宅サービス等の運営基準 203 条に、「回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒・・・」とされていますが、事業者ごとに大きな違いがあるのが現状です。利用者の安心・安全な用具の供給を確保するため、より具体的な消毒内容並びに工程等を明確化されますようお願いいたします。

(5) 住宅改修事業者の登録制の導入

手すりの設置やトイレの改修等住宅環境の整備は、要介護者のADL・IADLを維持／向上させるために重要であります。現在、住宅改修は他のサービスと違い事業者の指定制度がないことから、「保険者は事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」、としています。住宅改修の質を確保する観点から、例えば、市町村があらかじめ事業者の登録を行ったうえで、住宅改修費を支給する仕組みの導入できるような措置を検討されますようお願いいたします。

(6) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の種目、種類の追加・拡充

急速な少子高齢化の進展を背景に、福祉用具のニーズが多様化してまいりました。核家族化・介護者の高齢化等により在宅における介護環境が変化しており、それらを補うための介助者の負担を軽減する新たな福祉用具も開発されております。また、高齢者の自立を支援するための福祉用具に対する研究開発も進んでおります。高齢者及び介護者の生活の質を向上することを目的に「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」に追加・拡充要望を提出させて頂いておりますので、ご承知の上、宜しくご検討頂けます様お願いいたします。